

「前文」及び「目的」の内容について（タタキ台）

みんなで創る自治基本条例市民会議 第2回代表者会 資料 (第3回代表者会用 事前配付資料)
平成18年10月10日(火)
上越市 企画・地域振興部 企画政策課

事前配付
資料1

1 「前文」の内容について

条例制定の背景 (第1回市民会議資料より)	市としての考え ・自らの地域の基本的な理念やしくみを地域全体が共有し、それに基づいた地域経営が求められている。 ・地域経営に関する指針や、地域経営の重要な担い手である市民の地域経営に参画する際の基本的考え方やルールの確立の必要性が高まってきた。 ・自治基本条例を今後のまちづくりの基本的かつ重要な理念を明らかにするものとして位置付けていく。 上越地域合併協議会からの提案 ・合併後の新しい上越市において、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとでまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治のあり方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。
条例の制定目的 (第5回市民会議資料より)	市民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進を目指すために ① 市民と行政がまちづくりの理念について共通の認識を持つ ② まちづくりの主体が市民であることを確認する ③ 市民と（市議会、）行政の役割と責務を明確にする ④ まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障する
市民会議の議論で、「前文に入れ込むべき内容」として意見が多かったもの (第19回市民会議資料No.3の1の左側部分で、意見を挙げた班が3つ以上のもの)	・まちづくりの主体は市民である。 ・協働のまちづくりを推進する。 ・市民誰もがまちづくりに参画できる。 ・自主・自立のまちづくりを推進する。 ・市民がともに支えあう。 ・豊かな心を育む。 ・市民一人ひとりが自ら考え、行動する。
市民会議の議論で、個別に項目として挙がっていたが、前文に入れ込むべきとされたもの (第19回市民会議資料No.3の1の右上部分より)	環境 ・自然環境、景観を保全、保護する。 安全・安心（防犯、防災以外） ・あらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにする。 ・女性や子どもの心と体を守る。 ・子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行う。 歴史・文化 ・地域の歴史や文化、伝統、自然などの地域資源を尊重し、守り伝える。 ・これらの地域資源を産業振興、文化振興、観光に活かしたまちづくりを行う。 意識の醸成 ・人を大切にする心や郷土愛、まちづくりに参加する意識を育てる。

2 「目的」の内容について

- ① 明らかにするもの

 - ・合併後の上越市における住民自治の基本的な考え方を明確にする。
 - ・市民の権利と役割、市議会と行政の責務を明確にする。
- ② 定めるもの

 - ・住民自治に関する基本的な事項を定める。
- ③ 条例の目的

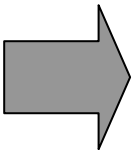
 - ・自主・自立のまちづくりの推進を図る。
 - ・住民自治の推進を図る。

条例全体の構成について（タタキ台）

市民フォーラムでの素案（案）の項目

※ 大項目の順番は、市民会議での検討で
意見を挙げた班が多かった順に並べたもの

大項目	中項目
市民参加・参画	基本原則
	意識の醸成
	制 度
住民投票制度	住民投票制度
情 報	情報公開
	情報提供
	情報共有
	情報保護
市民の権利、役割	権 利
	役 割
コミュニティ	あり方
市の責務	責 務
市議会の責務	市議会の責務
協 働	あり方
	役割と責務
	対等関係
	信頼関係
評 価	評 価
	第三者評価
男女共同参画	意識の醸成
	地域社会
財 政	情報公開
	健全財政
安全・安心	防災、防犯
自治基本条例の最高規範性、 改正手続	最高規範性
	改正手続
人 材	人材育成
交 流	地域間交流
	世代間交流
平 等	まちづくり
	人権尊重
都市内分権	あり方



原則

理念

しくみ

制度

位置付け

条例全体の構成について（タタキ台）

事前配付
資料2

